

南条町商工振興協同組合発行『商品券』及び『七福神商品券』を お持ちのお客様へ ～資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のお知らせ～

南条町商工振興協同組合は、当組合発行の『商品券』及び『七福神商品券』につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき払戻し手続きを行いますので、未使用の『商品券』及び『七福神商品券』をお持ちのお客様は、期限内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

I 払戻しのお申し出期間

令和7年3月3日(月)から

令和7年5月30日(金) (当日消印有効)

受付時間 午前9時から午後5時

(土・日・祝日を除く)

※上記お申し出期間内に申し出をされない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

II 払戻しの方法

① 南条町商工振興協同組合へご持参の場合

『払戻申込書』に必要事項をご記入のうえ、お手持ちの未使用の『商品券』及び『七福神商品券』とともにご提出下さい。当日、現金にて払戻いたします。

② 南条町商工振興協同組合へご郵送の場合

南条町商工振興協同組合に設置してある『払戻申込書』に必要事項をご記入のうえ、お手持ちの未使用の『商品券』及び『七福神商品券』とともに下記送付先まで簡易書留にてご郵送下さい。後日、郵送代金と併せて現金書留にて払戻いたします。

払戻しの対象となる商品券



注意事項

- ① 『払戻申込書』の記載に不備があった場合や、記載された未使用の商品券枚数と同封された現物枚数に相違がある場合はご返送いたします。正しくご記入のうえ、期間内に再度お申込みください。
- ② 『七福神商品券』のプレミアム分(100円)につきましては、当該商品券裏面に記載の有効期限経過のため払戻し対象外となります。
- ③ 郵送上の事故の責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ④ 偽造又は変造された商品券、3分の1以上が滅失した商品券は払戻しできません。

お問合せ先

(送付先)

南条町商工振興協同組合

〒919-0224 福井県南条郡南越前町西大道19-42 南越前町商工会内

TEL (0778) 47-2174 FAX (0778) 47-2545